資料４

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会

（第８期計画期間　第11回会議）

日時：令和６年１月９日（火）
午後２時00分～

次　　第

1　開　会

2　報　告

(1) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）

(2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料2）

(3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料3）

(4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4-1）

3　議　事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料6）（参考資料6-1）

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について（資料 7）（参考資料7-1）

(4) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）整備事業の応募状況及び選定について（資料8）（参考資料8-1）

4　その他

5　閉　会

資　　料

○ 資料 1	小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
○ 資料 2	指定地域密着型サービスの事業の廃止について
○ 資料 3	指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
○ 資料 4	施設の整備状況について
○ 参考資料 4-1	施設整備状況一覧表（令和 6 年 1 月 1 日現在）
○ 資料 5	指定地域密着型サービス事業者の指定について
○ 資料 6	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
○ 参考資料 6-1	指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について
○ 資料 7	認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について
○ 参考資料 7-1	資料 7 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目に係る基準省令・解釈通知
○ 資料 8	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）整備事業の応募状況及び選定について
○ 参考資料 8-1	資料 8 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目に係る基準省令・解釈通知

仙　台　市　介　護　保　険　審　議　会
地域密着型サービス運営委員会（第８期計画期間　第１１回会議）議事録

日時：令和６年１月９日（火）１４：００～１５：３０
会場：健康福祉局第４会議室

＜出席者＞
【委員】
石附敬委員長、折腹実己子委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、土井勝幸委員、渡邉純一委員　以上6名、五十音順

【仙台市職員】
伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、礒田介護事業支援課施設指導係長

＜議事要旨＞
１．開会
議事（１）～（４）について非公開 → 異議なし

２．　報告
(1) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料 1）
(2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料 2）
(3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料 3）
(4) 施設の整備状況について（資料 4）（参考資料 4-1）

事務局より説明。
石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。
土井委員：資料3の認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者が集まらなかったのか、それとも、職員が集まらず縮小せざるを得なかったのか、どちらの要因か。
稲辺係長：人員不足を補充できず基準を満たせないため、フロアを縮小した。1階と2階のフロアを使用していたが、1階フロアのみでのサービス提供に変更した。
田口委員：この事業所の法人は、大きい法人か。
礒田係長：病院が経営する事業所である。
田口委員：普通は2ユニットで辛うじて採算がとれる。1ユニットでは採算がとりにくい。こ

の事業所は、人材が集まらない会社ということだと思うが、1ユニットに変更して採算がとれるのか。

礒田係長：この事業所の法人は、2ユニットの認知症対応型共同生活介護事業所を他に１か所運営している。

田口委員：この法人は全部で3ユニット持っているということか。

礒田係長：その通りである。

田口委員：資料2について、何度も言っているが、地域密着型通所介護は利用定員10名だと採算がとれない。資料2の廃止事業所のうち、利用定員18名は１事業所のみ。廃止理由に経営困難や事業譲渡とあるように、実際に廃止に至っている。また、認知症対応型共同生活介護の事業譲渡では、具体的にどのような引継ぎがされるのか。

古城課長：運営法人の変更に伴う廃止については、後程資料5でも説明するが、引受先があって廃止するものである。間を置かずに、1月15日から新たな引受先で指定を受けて運用する。

田口委員：認知症対応型共同生活介護事業所はどちらも2ユニットか。

礒田係長：1事業所は1ユニット、1事業所は2ユニットである。

田口委員：地域密着型通所介護について、利用定員が10名以下であると採算がとれず廃止していることに対して、どのような見解をお持ちか。

古城課長：地域密着型通所介護は公募により指定するものではない。要件を満たした申請があれば、指定をすることとなっている。

田口委員：埼玉市や千葉市、京都市など、他の政令指定都市で認めていないところもある。自治体の裁量で決められるのに、このような事態になっていても機械的に書類が整っていれば認めるのか。

古城課長：今回廃止した事業所の中には、長期間運営した事業所も多くある。詳しくは聞き取りをしきれていないが、コロナ禍や物価高が影響している部分もあるのではないかと考えられる。今後は、他都市の状況も調べ、総量規制などについて検討していく余地はある。

田口委員：コロナで一番被害を被ったのは通所系サービス。政令指定都市の中で、横浜市や川崎市、神戸市は、国のお金を使って8～9億円の支援金を出した。そういうことをしないが、機械的に書類が来れば許可とするのか。そういう考え方があるということを考慮してもらいたい。

古城課長：現状をみながら検討していく。

折腹委員：廃止となった事業所において、利用者に影響がないよう引き継いだからよしではなく、利用者の意向を汲んだ引継ぎをしてもらえるとよい。また、資料3の要因となった人員不足はどの事業所でも課題であり、介護事業全体の課題である。長

期的にみて、介護人材の確保は総合的に行っていかないといけない。改善の糸口がみえない難しい問題であり、残っている職員でどうにかできることでもない。定員が割れれば、事業を廃止しないといけないことにもなりかねない。次の計画で対策を進めていかなければならない。

古城課長：現場の様々な課題が廃止という結果として表れていると考えられる。次期計画についても、皆さまから様々な意見を頂戴しており、人材確保に向けた取り組みにも力を入れていく。処遇改善対策も必要であるため、これまでも国に継続して要望してきたが、来年度から介護報酬改善ということを国でも示している。必要に応じて国への働きかけという部分にも、あわせて取り組んでいきたい。

土井委員：力のある法人が縮小することはインパクトが強い。大きな事業所が大きな法人のもとで縮小していくことは注視していく必要がある。

３．議事

（１）指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料 5）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

田口委員：居宅サービスから地域密着型サービスに移行する事業所について、利用定員は何名になるのか。

古城課長：利用定員は30名から18名になる。

田口委員：利用者が減少したのか。

古城課長：移行の理由として利用者の減少もあるが、より細やかなケアを提供するため、職員はそのままで、利用定員を減らしたと聞いている。

土井委員：事業譲渡を受ける側の会社は比較的大きい会社が多いのか。国が社会福祉連携推進法人制度を推奨し、大規模化、いわゆる大きな法人の中に吸収していくようにというが考え方がベースにあると思うが、仙台でもこのような動きが起きているのか。

古城課長：資料にある法人のうち、1つは子会社を作り中身は変えずに運営していくが、もう1つの他の法人は、これまでも同様の動きがあったが、他法人から譲渡を受けて吸収すると聞いている。どちらの動きもあるようだ。

土井委員：より良いサービスが提供できるのであれば、その様な選択肢もあると思う。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

（２）指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料 6）（参考資料 6-1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

石附委員長：参考資料 6-1 の認知症対応型共同生活介護事業所に対し、預かり金の管理体制が不適切だったことを指摘しているが、具体的にはどのようなことか。また、同資料の地域密着型通所介護事業所において、事故報告が必要な事案が発生していたにもかかわらず、事故報告を怠っていたとあるが、詳細を教えてほしい。

古城課長：預り金を管理している金庫の鍵が、日中挿したままになっている状況だったため、やめていただきたいことと、鍵の管理者を決め、管理の方法を徹底していただきたいことを指導した。令和 5 年 2 月付で改善されたことを確認している。

稲辺係長：地域密着型通所介護事業所への指摘については、マニュアルに事故報告をすることについて記載されておらず、過去 2 件分の骨折事故の報告が漏れていたため、厳重注意とし、改善するように文書で指示をした。

石附委員長：預り金の管理や事故報告はかなり基本的なことであり、きちんと行われていないと、不適切なケアや虐待につながる恐れがあるため確認した。

折腹委員：参考資料 6-1 の認知症対応型共同生活介護事業所の勤務体制の確保等について、新規採用職員への研修が不十分だったと記載されているが、どのような研修プログラムがあったのか、研修内容でどのような部分が不十分だったのかを教えてほしい。また、地域密着型通所介護事業所の勤務体制の確保等について、月ごとに作成する勤務表において、従業者の従事時間や各職種の配置等について明確にしなければならないが、兼務している従業者について職種ごとに明確に位置付けていないことが確認されたと記載があるが、人員確保が適切にされていたのか、規則に則った勤務体制になっていたのか教えてほしい。

礒田係長：認知症対応型共同生活介護事業所への指摘について、新規採用時に実施する研修で、身体拘束廃止以外の研修を一切行っていなかったため指導した。

古城課長：地域密着型通所介護事業所への指摘については、勤務の割り振りはきちんとされており、適切に勤務はされていたが、そのことが書類にきちんと落とし込まれておらず、客観的に確認できなかったため指摘した。実務上は問題なかったことを確認している。

折腹委員：現場で職員は勤務表に従って勤務すると思うが、それ以外に人員がいて基準は満たしていたということか。

稲辺係長：それらをはっきりさせるために、勤務表上の時間を明確にするよう指導した。雇用や辞令は問題なく、配置人員も足りてはいたが、それらが不明確であったため、はっきりさせるための指導をした。

折腹委員：そのような中で働く職員は働きにくいと思う。交代勤務の中で、勤務の管理は非常に大事。改善されていれば更新はよいと思うが、認知症対応型共同生活介護事業所の新規採用職員への研修が十分にされていなかったことはとても残念。特

に小さな事業所や施設における研修の在り方を十分に工夫してもらえるよう指導をお願いしたい。特に新期採用職員への研修は大事だと思う。

古城課長：研修については、来年度から義務化される認知症介護基礎研修もある。今年度、来年度から義務化される様々な取組みについて改めて各事業所に周知した。実際に運営指導で回れない事業所についても周知し、徹底を図ってもらえるように働きかけを行っている。

折腹委員：よろしくお願いしたい。

田口委員：参考資料 6-1 の認知症対応型共同生活介護事業所について、通常の事務処理に要する事務手数料を一律で利用者負担としていたとあるが、どういうことか。この施設はお金にルーズ。事務処理に要する手数料は何を指しているのか。

礒田係長：具体的には、事務連絡のための封筒や切手を一律に定額で利用者から集めていた。

田口委員：それは不適切ということでよいか。

礒田係長：不適切な取扱いである。

田口委員：事務処理経費を利用者に転嫁していたということになる。普通では考えられない。また、費用の徴収をやめて、利用者に返還したのか。さらに、今後行ってほしいことだが、改善指示後、どのような結果になったか一切資料に記載がない。改善が図られたことが確認できれば更新してよいが、改善状況の記載がないため、資料に記載してほしい。

礒田係長：手数料の徴収はやめたが、返還はしていない。

田口委員：返還の有無や額などを資料に記載してもらいたい。それが記載されていないと、結果が分からない。

古城課長：結果を記載すると情報量が多くなるが、それでも詳細な内容が分かった方がよいか。

田口委員：字が細かくなっても構わないため、記載してほしい。

古城課長：事務局で検討する。

折腹委員：参考資料 6-1 のある認知症対応型共同生活介護事業所について、身体拘束実施中の記録の不備が確認されたと記載がある。身体拘束を外すことへの取り組みや、なぜ拘束しなければならないか、避ける方策をどう構築したのか、本人や家族の了解は得ているのか、一時的なものなのか、そのようなことを記録しないと身体拘束をしてはいけない認識だが、これらはどうだったのか。また、現在はどのようになっているのか。

古城課長：やむを得ず身体拘束をするための検討や、必要最小限ここまでという検討はされていたが、身体拘束をした後の状況の変化などの記録がされていなかった。事例は、経管チューブを自分で抜いてしまう可能性がある方であったため、夜間帯だけミトンを装着させていたが、その方の身体拘束を開始してからやめるまでの

経過の記録に不備があった。

折腹委員：身体拘束せざるを得ない理由付けは積極的にするが、改善するための方策の検討は常態化すると疎かになる。そこは、記録がとても大事だと思う。徹底して指導してもらいたい。どこに必要性を見出すのかは非常に難しいところだが、医療の目線と介護のチーム、リハビリのチームなどでよく検討することが大事。特に認知症対応型共同生活介護は人員が限られ、多職種での検討が難しい。医療機関との相談も含めて、身体拘束をしない方法をケアの質の保証として行ってもらいたい。記録すれば身体拘束できると誤解してしまいかねない点も注意が必要である。

石附委員長：運営指導の記録より心配な点もあるが、すべて改善されているということであるため、他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

（３）認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について（資料7）（参考資料7-1）

事務局より説明

（４）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）整備事業の応募状況及び選定について（資料8）（参考資料8-1）

事務局より説明

石附委員長：まずは、資料7の説明について何か意見等はあるか。

折腹委員：G1の事業計画書において、看取り介護を提供すると記載があるが、医療的対応が可能な職員の採用計画や配置計画はあるのか。

礒田係長：認知症対応型共同生活介護の基準上、看護職員は配置しなくてよい。また、令和6年度から看取り介護に係る加算が導入されるが、それに対応した人員配置が計画されているかどうかは現時点で確認をとれていない。看取り介護を提供するという文章のみの確認となっている。

折腹委員：看取り介護加算を取得するような体制を計画の段階からとっていくという確認はできないということか。

礒田係長：その通りである。

折腹委員：G2の事業計画書において、記載内容の重複がある。

礒田係長：単純な誤りである。

古城課長：配布している資料は、事業者から提出された資料をそのまま見ていただいている。他のところも若干記載の不備などはあるが、当課で修正等できないため、現段階では原文のままご覧いただいている。確かに文書の重複はある。

田口委員：書類受付時に記載内容について審査はしないのか。

伊藤部長：時間的なこともあり、この委員会には不備等を確認する前のものを出している。現在職員が字数や記載内容を確認中であり、地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会（以下、審査委員会とする。）には確認が済んだものを提出する。

田口委員：明らかな不備等を認めるものについては、簡単に事務局より説明してもらえるとよい。また、赤字が継続している事業所に新たな投資をすることはどうなのか。G2の貸借対照表や損益計算書より、経営が厳しいと思われる。また、G4とN1、N2も赤字が見受けられる。認知症対応型共同生活介護事業への補助金は出るのか。

古城課長：補助金は出ない。

田口委員：赤字がある中で、投資額はどのくらいか。それらを考えると、普通の感覚だとやれないと思う。

伊藤部長：財務状況については公認会計士が確認中であるが、経営上安定した運営ができるかどうかは非常に重要な視点である。G4とN1、N2は貸借対照表だけをみると厳しい資金繰りのようにみえるが、経営上の特殊性含め、公認会計士の方で精査中である。ご意見のあった視点でも確認しつつ、運営を任せるのが難しいという話であれば、審査委員会で考慮して、選定しない、見合わせるということもあり得ると考えている。いずれにせよ、委員会に結果を報告した上できちんとした公募がなされるように精査していく。また、G4とN1、N2は同じ法人である。

礒田係長：補足であるが、G4とN1、N2は子会社化して本体のグループ会社に入った。子会社化したことにより、22期からは法人本部の決算にあわせたため、21期は3か月のみとなっている。よって、子会社化した時の出し入れの影響により、赤字になっている。

田口委員：親会社の資金が潤沢であったら、実際に介護を行う会社の資金は少なくてもよいとなるのか。

伊藤部長：その点についても公認会計士に精査を依頼している。精査したうえで審査を行う。

土井委員：G4の事業計画書において、介護保険事業の離職率が23.5％と高い。お金の課題がありながら離職率が高いとなると、致命的な問題がある可能性がある。その点も含めて総合的に審査いただきたい。

伊藤部長：いただいた意見をふまえて公募を進めていく。

石附委員長：続いて、資料8の説明について何か意見等はあるか。

折腹委員：N1、N2の事業計画書において、ショートステイであれば1ヶ月前から予約しておかないとお泊りすることが出来ないと書かれているが、そのようなことはないのではないか。

礒田係長：そのようなことはない。

土井委員：見識のなさが伺える。

石附委員長：利用者にも誤った情報提供をする可能性がある。
折腹委員：早い者勝ちのようになってしまうと、本当に利用したい方が利用できなくなる。

４．その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。
次回開催について、事務局より説明。

５．閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会

（第８期計画期間　第12回会議）

日時：令和６年３月18日（月）
午後２時00分～

次　　第

1　開　会

2　報　告

(1)　小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）

(2)　認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料2）

(3)　小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）の事前協議事業者の選定結果について（資料3）

(4)　指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料4）

(5)　施設の整備状況について（資料5）（参考資料5-1）

3　議　事

(1)　指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6-1～6-4）

(2)　指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料7）（参考資料7-1）

4　その他

5　閉　会

資　　料

○ 資料１	小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
○ 資料２	認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
○ 資料３	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）の事前協議事業者の選定結果について
○ 資料４	指定地域密着型サービスの事業の廃止について
○ 資料５	施設の整備状況について
○ 参考資料５-1	施設整備状況一覧表（令和６年３月１日現在）
○ 資料６	指定地域密着型サービス事業者の指定について
○ 参考資料６-1～6-4	指定地域密着サービス事業者の指定に係る事業概要
○ 資料７	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
○ 参考資料７-1	指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙　台　市　介　護　保　険　審　議　会
地域密着型サービス運営委員会（第８期計画期間　第１２回会議）議事録

日時：令和６年３月１８日（月）１４：００～１５：３０
会場：本庁舎２階会議室

＜出席者＞
【委員】
石附敬委員長、折腹実己子委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、渡邉純一委員　以上５名、五十音順

【仙台市職員】
伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、礒田介護事業支援課施設指導係長

＜議事要旨＞
１．開会
議事（１）～（５）について非公開 → 異議なし

２．報告
(1) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料 1）
(2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料 2）
(3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）の事前協議事業者の選定結果について（資料3）
(4) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料4）
(5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5-1）

事務局より説明。
石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。
田口委員：資料2の認知症対応型共同生活介護１事業者について、条件付きの採択としているが、財務状況に不安があるのであれば採択すべきではないのではないか。
古城課長：地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会において、その点も考慮して審査いただいている。財務状況については、公認会計士の意見も示しており、課題克服が事業実施の条件という取扱いであった。これらを受け、条件としては、収

益を上げるために入居者の確保策をどのように考えるのか、また、安定的な運営のために職員をどのように確保していくのか、その様な点について具体的に計画として示していただくことを条件とするべきであると意見をいただいた。

田口委員：条件とは何か。

伊藤部長：今回、複数の条件を付している。

古城課長：1つ目は、今後の安定的な運営を図るため、既存施設を含む事業所における入居者確保のための具体的な計画を明らかにすること、2つ目は、賃借料を含めた賃貸借契約の内容を明らかにしていただくことである。

田口委員：賃貸借の契約の内容が明らかになっていないということか。

古城課長：賃借料は示されているが、契約予定の賃貸料について、契約期間中の値上げをしないことを確認しておく必要があるため条件としている。3つ目は、職員の確保について、具体的な確保策や採用計画についてスケジュールを明らかにすること、4つ目は、社長借入金の返済予定を明らかにすることである。

田口委員：社長借入金はいくらか。

礒田係長：約2千万円である。

田口委員：当該法人は介護サービス事業所をいくつ運営しているのか。

礒田係長：グループホームを2ヶ所、有料老人ホームを1ヶ所、他にも訪問介護を運営している。

田口委員：本当に大丈夫か。不安定なまま進めると、後々利用者に影響が出る可能性がある。計画を進めないというのが筋なのではないか。

伊藤部長：おっしゃられていることはごもっともであり、経営が立ち行かなくなり廃止する場合の影響は大きいと考えている。今回、計画自体が難しければ採択しないが、財務状況に関する公認会計士による審査において、課題克服が事業実施の条件とされており、課題克服できる計画なら採択してもよいとされている。地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会では、事前協議事業者として選定してよいかどうかを判断している。事前協議の中で課題克服が確認できるのであれば採択してよいという条件を付しており、異例の採択である。最終的に課題を克服できなければ採択しない選択肢もある。条件をクリアできるのであれば最終的に指定できる可能性を残しているという状況。前例はなく、今回初めて条件付きの採択を行った。

田口委員：不安のある事業所を無理やり指定する必要はあるのか。

伊藤部長：供給過多なのであれば見送る選択肢もあるが、計画で定めた整備目標もある中で、可能性があるのであれば最終的に本当に大丈夫なのかを事業所に確認し、問題なければ指定するという判断をしている。

田口委員：公認会計士の意見はどうか。

古城課長：不安要因はあるため、課題克服が事業実施の条件となると意見をいただいている。

折腹委員：田口委員同様、不安に思う。今運営している介護サービス事業所の経営状況はどうか。

礒田係長：入居者は少ない。グループホームの1ヶ所は満床だが、もう1ヶ所は満床には至っておらず、どのような形で入居者を確保していくか協議している。また、有料老人ホームの入居率も思わしくない。同様に協議を進めているところ。職員の確保も含め、確実にスケジュール的に入居者を確保できるようであれば事前協議に入っていく。

田口委員：既存の事業所がうまくいっていないから社長がお金を貸しているはずであり、どうかと思う。

伊藤部長：課題克服に向けた計画を作れなければ、最終的に指定はできないということになる。

田口委員：有料老人ホームの入居率はどの程度か。

礒田係長：定員27名のところ入居者は16名である。また、グループホームは18床が満床のところ、入居者は13名から14名であり、社長も懸念している。16名から17名程度入居しないと経営が厳しいため、その点も含めて協議を進めている。

田口委員：通常、入居率が8.5割から9割程度ないと採算がとれない。

伊藤部長：いただいた意見を踏まえ、事前協議の中で、適切な計画になるのか確認したうえで最終的に判断していく。

田口委員：既存事業所の稼働率も低いということであれば、既存事業所も含めた方針を出させないといけない。

礒田係長：稼働率を上げていかないと収支がうまくいかないため、先ずは稼働率を上げていくことが大切と考えている。

田口委員：他選定事業者のように大手ではない。

伊藤部長：そのような点も含め、我々としてもこのまま採択とはいかないところではあったが、計画として出された内容が全く評価できないというわけでもなかった。財務状況が不安定であることを重く受け止めて、条件付きの採択とした。

田口委員：東日本大震災で被災して、国から無利子でお金を借りていた事業所が、今後無利子では借りられなくなり、潰れていく会社が増えると見込まれている。同様のことにはならないか。

古城課長：ご意見があったところを踏まえて協議をしていく。

折腹委員：条件を確認する時期は示しているのか。

礒田係長：現状、事前協議に入る前の段階であり、目途がつかなければ事前協議に入れない。事前協議に進めなければ、指定もできないこととなる。なるべく早めにというところではある。

折腹委員：資料3の辞退した事業者について、併設での整備を予定していた認知症対応型共同生活介護事業が選定されなかったため取り下げしたということであるが、選定されなかった理由は何か。

古城課長：地域密着型サービス等事前協議事業者審査委員会でお諮りし、複数の項目を採点した結果、合計点が最も低かった。元々、3事業者を採択するかどうかという計画であり、4事業者までを採択する計画ではなかったため、最も点数が低い事業者を不採択とした。

折腹委員：認知症対応型共同生活介護事業が不採択となり、看護小規模多機能型居宅介護も実施しないというのが残念である。

田口委員：選定されなかった理由は何か。

古城課長：各取り組みの計画に対する点数が低かったためである。

田口委員：資料4（2）の事業所について、廃止理由がよく分からない。

稲辺係長：通所介護と、総合事業である通所介護型サービスの両方を提供している事業所であり、総合事業のみを継続するため、地域密着型通所介護事業を廃止する。

田口委員：資料4（2）に記載のある通所介護に移行する事業所について、定員は何名になるのか。

稲辺係長：22名になる。

石附委員長：条件付きで採択した事業所については、引き続き適切な判断をお願いしたい。

３．議事

（１）指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6-1～6-4）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

石附委員長：資料6（2）に記載のある地域密着型通所介護へ移行する事業所について、現行の定員と実際の利用者数は何名か。

古城課長：現在の利用定員は25名であり、変更後は18名となる。より丁寧なケアをするため移行すると聞いている。実際の利用者数は把握していない。

折腹委員：新規指定事業所については、スムーズな事業開始に向け頑張ってもらいたいが、特に新規事業になると、職員の質の課題が残ると思う。資料6に記載のある地域密着型介護老人福祉施設生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護を行う法人は、既存施設の職員が多くいるはずであるため、法人として十分な育成計画を立てて、職員交流などもしながら、専門職としてきちんと仕事ができるように、今までの経験を生かした対応をしていくと思うが、何か職員の育成について工夫している点などを聞いていれば教えてほしい。なかなか職員の確保自体も難しいと思う。

礒田係長：当該法人については、職員を早めに採用した。当初1月の開所予定であったが、物価高騰や建築の人員の不足により、開所予定時期が伸びてしまった。これらの事態に早期に対応し、職員が既存の特別養護老人ホーム等で研修を受けられるように工夫していた。なお、職員は十分に確保できている。

折腹委員：運営する上でとても課題だと思う。特に、外国人を入れる法人も多い。言葉や文化、習慣の問題があるため、利用者のとまどいにならないような教育が必要と思う。

北村課長：外国人の人材の確保については介護保険課で進めており、外国人を受け入れている事業所を回ったりもした。確かに、言葉の壁という課題や、ごみ出し等生活ルールに対するケアなどは必要であるが、それ以上に丁寧にケアをされるという話を聞く。日本人に引けを取らないくらい丁寧に対応しており、外国人材を入れたことで、良い効果がもたらされるという話も聞いている。当該法人も、外国人材を受け入れている。

田口委員：訪問入浴のように、1対1ではなく3対1での介助が必要なサービスもあるため、外国人の採用について、在宅系サービスも早く認めてもらいたい。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

（２）指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料 7）（参考資料 7-1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：参考資料6-1に記載のある認知症対応型共同生活介護事業所について、看取り介護加算の算定について指摘しているが、当該加算の算定条件は何か。どのような点で算定対象外だったのか教えてほしい。

礒田係長：事業所が算定を開始した日は医師の診察日であったが、当該加算の起算日は、医師の診察を受けて作成した計画の開始日であり、計画の開始日は算定を開始した日の5日後だった。よって、算定を開始した日から4日間については過誤調整していただいた。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

４．その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

５．閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会

（第９期計画期間　第１回会議）

日時：令和６年６月25日（火）
午後３時30分～

次　　第

1　開　会

2　報　告

(1) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）

(2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料2）

(3) 事前協議事業者の辞退等について（資料3）

(4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料4）

(5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5-1）

3　議　事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6-1）

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料7）（参考資料7-1）

4　その他

5　閉　会

資　　料

○ 資料１	小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
○ 資料２	指定地域密着型サービスの事業の廃止について
○ 資料３	事前協議事業者の辞退等について
○ 資料４	指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
○ 資料５	施設の整備状況について
○ 参考資料５-1	施設整備状況一覧表（令和６年６月１日現在）
○ 資料６	指定地域密着型サービス事業者の指定について
○ 参考資料６-1	指定地域密着サービス事業者の指定に係る事業概要
○ 資料７	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
○ 参考資料７-1	指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙　台　市　介　護　保　険　審　議　会
地域密着型サービス運営委員会（第９期計画期間　第１回会議）議事録

日時：令和６年６月２５日（火）１５：３０～１６：１０
会場：健康福祉局第４会議室

＜出席者＞
【委員】
石附敬委員長、折腹実己子委員、小坂浩之委員、田口美之委員、渡邉純一委員　以上５名、五十音順

【仙台市職員】
伊藤保険高齢部長、松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、礒田介護事業支援課施設指導係長

＜議事要旨＞
１．開会
議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

２．報告
(1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料 1)
(2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料 2)
(3) 事前協議事業者の辞退等について（資料3)
(4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料4)
(5) 施設の整備状況について（資料5)（参考資料5-1)

事務局より説明。
石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。
折腹委員：資料2(1)の認知症対応型通所介護事業所の廃止について。廃止の理由が、開所時より利用者がおらず、当該事業の稼働に至っていないためとあるが、このエリアで利用定員を2としながら、利用者の確保ができなくて1年11ヶ月稼働できなかったということか。このエリアで利用者がいないということはないと思うが、利用者確保の見通しはどうだったのか。とても残念なことであるため、詳細が分かれば教えてほしい。

及川係長：まず事業の詳細についてだが、利用定員はもとから2名となっている。運営の状況については、グループホームが併設されており、グループホームの余裕スペースを活用した通所介護の運営となっている。当該事業の見通しについてはすぐに回答することは難しいが、あくまでも余裕のあるスペースを活用する方針であり、制度上、利用定員の上限が3名となっている中での利用定員2名の設定であるため、当初からの運営の計画、見通しであったと思われる。

折腹委員：とても不安定な事業のように感じた。グループホームの余裕スペースを活用して、余剰人員はいないと思うが、職員を配置しての事業だと思う。

田口委員：当該法人は市内でいくつかグループホームを運営しているか。既存事業所とセットで認知症対応型通所介護を運営しようとしたけれど利用者がいなかったのか。

大友課長：そのとおりである。当該事業者に関しては、何事業所かグループホームを市内で運営している。その中の認知症対応型通所介護について見通しが立たないということで廃止に至った。

折腹委員：わかりました。

小坂委員：資料3（2）の認知症対応型共同生活介護について。事業所の場所等が気になり前回の当委員会でも質問した。結果的に今回取り消しということだが、この地域において、そもそも利用者のニーズがあるのか。もしニーズがあったうえでこの地域で実施するということであれば、当該事業者は収益構造の課題克服ができなかったということだが、今後当該地域の整備を優先的に進めていく流れはあるのか。

礒田係長：グループホームに関しては、既に全中学校区に配置されている。プラスで運営できるところに関して整備していく方針であるため、今後当該地域に整備する可能性はある。当該事業者に関しては、既存のグループホーム2つの収益構造の改善が難しく、新たに整備すると今後立ち行かなくなる可能性があったため、取り消しという判断をした。

小坂委員：すごくニーズが強い地域ではなく、整備の一環ということか。

礒田係長：そのとおりである。

小坂委員：わかりました。

折腹委員：参考資料5-1について。小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備が十分ではない状況が以前から続いており、特に看護小規模多機能型居宅介護については手をあげる事業者が少なかったが、今回、資料1にある1事業者が手を挙げたことは良かったと思う。小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、特にサービスが柔軟に利用できるメリットがある。利用する高齢者にとっても非常に使いやすいサービスであり、使う方法についてはケアマネジャーが十分に熟知し、サービスの説明をしながら利用につ

なげていく必要がある。今後、未整備である空白部分を第9期計画の3年間で埋めることは難しいと思うが、ぜひとも各中学校区の整備を進めてもらいたい。

及川係長：当方でも小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備が進まない現状は捉えている。サービスの理解の促進を課題の1つと考えているため、周知を図っていきたいと考えている。

３．議事

（１）指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6-1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

石附委員長：質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

（２）指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について（資料 7）（参考資料 7-1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員：参考資料 7-1 に記載のある地域密着型通所介護事業所について。従業者の勤務実績を示す資料を整備していなかったとあるが、いわゆる全てのスタッフなのか、一部のスタッフなのか。

事務局：家族で運営している事業所であり、家族である法人役員 2 名と、3 名が雇用契約を結んで雇用されている職員である。運営指導当日、従業員の出勤簿が確認できず、雇用契約を結んでいる方に関しては他の法令に違反する可能性もあり、役員の方にとっても必要な職種の配置を確認するうえで必要な書類であるため、従事されている方全員分の出勤簿を作成するよう指導し、全員分作成されたことを確認した。

折腹委員：参考資料7-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について。個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロについて、令和5年9月に人員配置要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している日があり、過誤調整を行い、利用者負担分を返金したということだが、9月に何日間くらいあり、利用者何名に対し過誤調整を行ったのか。また、今後の対策をどう立てたのかを教えてほしい。

及川係長：何日何人かは確認しないと回答できないが、件数としては50件であった。9月で加算要件を満たしている日もあれば、満たしていない日もあったということで、満たしていない日かつ算定非該当の人数を足しあげて50件となっている。対策に関しては、人員に関する基準のうちの機能訓練指導員の配置基準を満たしている日に算定しているかを請求時にダブルチェックすることを確認している。

折腹委員：現場の職員がきちんと記録をとって必要な指導ができる体制、あるいは、行ったサービスの記録をとっておき、プランと実施、結果を照らし合わせられる体制が整えられていないとならない。数だけのチェックではなく、質的なチェックも含めてしっかり確認できるとよい。

石附委員長：参考資料7-1に記載のある認知症対応型共同生活介護事業所について。身体拘束等の適正化のための取り組みが不十分であったとは、具体的にどのような状況か。

礒田係長：身体拘束等の適正化ということで、身体拘束を実施していたわけではなく、基準上、適正化の対策をとるようにという基準があり、その中で、委員会を定期的に開催しなければならないことや、研修を定期的に実施しなければならないとされている。その点が改善を要するということで指摘した。改善状況としては、直近の委員会会議録や研修の実施記録より改善を確認した。

石附委員長：委員会や研修をきちんと実施できる体制が整えられたということですね。

礒田係長：そのとおりである。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

４．その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

事務局、保険高齢部長から挨拶。

委員長から挨拶。

５．閉会